

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和元年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

### 1. 地方消費税交付金決算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円 1,591,383	千円 960,325	千円 631,058

### 2. 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和元年度決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	左記のうち地方消費税交付金（社会保障財源分）	
		千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,370,865	583,687		787,178	120,000
老人福祉費	介護保険費	1,608,127	59,544		1,548,583	111,058
	後期高齢者医療費	1,404,329	202,478		1,201,851	100,000
児童福祉費	児童福祉総務費	2,320,237	1,087,926	333,225	899,086	100,000
	保育所費	976,664	14,847	129,043	832,774	100,000
生活保護費	扶助費	1,154,245	971,338	10,757	172,150	100,000
合計		8,834,467	2,919,820	473,025	5,441,622	631,058